契約履行実績に基づく契約保証金の減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、契約事務規則第27条第3号に定める契約保証金の減免(以下「第3号減免」という。)を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。 (要件)

- 第2条 第3号減免は、受注予定者が次の要件を満たす場合に行うことができる。
 - (1) 対象となる契約(以下「対象契約」という。)の締結期限の末日から過去2年の期間 内に官公署等(国、地方公共団体等)と2回以上の契約を誠実に履行していること。
 - (2) 物品購入(製造の請負を除く)の契約の場合、前号に定める官公署等との契約は、当該契約金額の5割以上の金額であること。

(確認方法)

- 第3条 前条の確認は、次の各号いずれかの方法による。
 - (1) 受注予定者から、契約の相手方が発行した履行証明書を受領する。
 - (2) 受注予定者が所有する契約書原本を確認の上、写し(発注者、契約の相手方、件名、 履行期間、金額が確認できるもの)を受領する。
 - (3) 前2号のほか、契約履行実績が発注者との過去の契約案件である場合などは、受注者からの申し出に基づき、発注者が確認する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和元年7月22日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施する。